## 雇用保険受給資格者証

										<b>□</b> /										
1.	支	給		番		号		<b>プレイナ</b> 2. 氏 名												
3.	被	保	険	者	番	号	4.	性別	5.離	職時年	命 6.	生	年	月	日	7.	求	職	番	号
							8.	住	所	又	l:	‡	居	所						
9. 支払方法(記号(口座)番号-金融機関名-支店名)																				

10. 資格取得年月日	11. 離 職 年 月 日	12. 離 職 理 由
13.60歳到達時賃金日額	14. 離 職 時 賃 金 日 額	15. 給 付 制 限
16. 求職申込年月日	17. 認 定 日	18. 受給期間満了年月日
	20. 所 定 給 付 日 数	21. 通 算 被 保 険 者 期 間
22. 離 職	前事業	所 名
23. 再 就 職 手 当 支 給 歴	24. 特 殊 表 示 ( 災 害 時 、	一括、巡相、市町村)

安定所連絡メッセージ1 安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は 管轄地方運輸局所在地

公共職業安定所長

電話番号

交付 年 月 日

---- 折 り 曲 げ 線

## 注 意 事 項

- 1 この証は、第1面の受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 2 <u>失業の認定、又は失業等給付を受けようとするとき</u>は、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて<u>原則として管轄公共職業安定所</u> 又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
- 3 あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続を、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 4 定められた<u>失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなる</u>ことがあります。
- 5 失業の認定を受けようとする期間中に<u>就職した日があったとき、</u>又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 6 <u>偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、</u>又は<u>受けようとしたとき</u>は、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の<u>返還</u>と更にそれに加えて一定の金額の<u>納</u>付を命ぜられ、また、<u>処罰</u>される場合があります。
- 7 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 8 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの 間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大限の日数 です。
- 9 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その<u>処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内</u>に 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 10 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定 所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

(バーコード貼付欄)

求職番号

(バーコード貼付欄)

支給番号